

担当課：総務課庶務係
電 話：0164-34-2111
F A X：0164-34-2117

職員の懲戒処分について

下記のとおり、地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分を行いましたので、北竜町職員の懲戒処分等に関する基準に基づき公表します。

記

| | |
|-------|---|
| 所 属 | 特別養護老人ホーム永楽園 |
| 職 名 | 介護員 |
| 年 代 | 40 歳代 |
| 性 別 | 男性 |
| 処分の理由 | 令和 2 年に起こした交通事故により、運転免許取消処分を受けているにもかかわらず、令和 3 年 7 月 27 日午後、自己所有の軽自動車を運転し無免許運転により現行犯逮捕された。 当該職員が行った行為は、地方公務員法に抵触し、法令違反は明白で、公務員としてあるまじき非違行為であり、地方公務員法の懲戒処分の事由に該当するものである。 |
| 処分の内容 | 停職 6 月（処分同日付けで依願退職） |
| 処分年月日 | 令和 3 年 8 月 5 日 |

【町長メッセージ】

このたびの職員の規律違反について、お詫び申し上げます。

改めて、職員一人ひとりが勤務時間の内外を問わず、公務員としてだけでなく、地域社会の一員としての自覚を持って行動し、信用失墜につながる行為は厳に慎むよう、職員全員に周知徹底を図り、法令遵守・綱紀粛正に努め、町政の信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

令和 3 年 8 月 5 日

北竜町長 佐 野 豊